

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年10月30日
【会社名】	株式会社エルモ社
【英訳名】	E L M O C O M P A N Y , L I M I T E D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 清
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区明前町 6 番14号
【電話番号】	052-811-5133 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区明前町 6 番14号
【電話番号】	052-811-5133 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号)

## 1【提出理由】

当社と株式会社タイテック（以下「タイテック」）は、平成21年10月30日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年4月1日を効力発生日とした株式移転（以下「本株式移転」）により、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」）を設立することについて、「株式移転計画書」を作成し、「共同持株会社設立に関する契約書」を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2【報告内容】

(1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- 1) 商号 株式会社タイテック
- 2) 本店の所在地 名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
- 3) 代表者の氏名 代表取締役社長 野村 拓伸
- 4) 資本金の額 2,250百万円（平成21年3月31日現在）
- 5) 純資産の額 9,008百万円（連結、平成21年3月31日現在）  
6,068百万円（単体、平成21年3月31日現在）
- 6) 総資産の額 25,097百万円（連結、平成21年3月31日現在）  
12,644百万円（単体、平成21年3月31日現在）
- 7) 事業の内容 電子応用製品（情報通信機器、F A 関連機器、その他の電子機器）の開発、製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
（連結）

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	33,308	33,461	35,006
営業利益（百万円）	877	984	45
経常利益（百万円）	995	1,102	35
当期純利益又は 当期純損失（ ）（百万円）	606	479	526

（単体）

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	20,916	19,205	15,612
営業利益又は 営業損失（ ）（百万円）	435	252	738
経常利益又は 経常損失（ ）（百万円）	528	335	657
当期純利益又は 当期純損失（ ）（百万円）	306	226	631

大株主の氏名または名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成21年3月31日現在)

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合(%)
有限会社野村トラスト	9.74
野村 利昭	7.50
ジェイピー モルガン クリアリング コーポセク (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.41
野村 拡伸	3.14

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	タイテックは当社株式を6,658千株保有しております。 (平成21年2月28日現在)
人的関係	当社の取締役会長がタイテックの代表取締役会長兼CEOを兼務しております。
取引関係	当社とタイテックは、製品及び部品に関して、一部営業取引があります。

(2) 当該株式移転の目的

当社は、書画カメラ、監視カメラ等の光学機器の開発、製造、販売を主な事業とし、また、当社の親会社であるタイテックは電子応用製品(情報通信機器、FA関連機器及びその他の電子機器)の開発、製造、販売を主な事業とし、相互のシナジーをはかりながら、両社はこれまで経営展開をしてまいりました。

また、両社はそれぞれの傘下に子会社等を擁し、そのすべてのグループ会社が「技術力で社会に貢献すること」をモットーにそれぞれ自立的な経営をすすめ、多種多様な電子製品、光学製品を生み出し、成長してまいりました。

しかしながら、リーマンショック以降の経済環境の激変により、わが国の工業製品の国内需要は相対的に縮小する一方で、世界需要は欧米中心から中国をはじめとするアジアの新興国中心へ軸足を移す中、新興国の「ものづくり力」の強大化等の構造変化が起こっています。

当社とタイテックを中心としたグループ会社は、このような経済環境を受け、危機意識を共有し、時代の潮流に俊敏に反応できる抜本的な構造改革が、今後不可欠であるという意見で一致いたしました。そのためにグループ各社の力を更に結集し、時代に対処することが喫緊の課題となっております。

以上のように、当社並びにタイテックは、時代状況に対する共通認識のもと、企業集団としての力の結集とグループ各社の成長・発展をはかることを目的に、下記のような基本方針に従い、経営統合をすることで経営環境の激変や競争の激化を克服し、総体としての企業価値の向上を目指すことに合意いたしました。

なお、統合方法につきましては、統合効果・目的のスムーズな実現と、両社従業員のモチベーション維持向上の観点等から、株式移転による共同持株会社設立による経営統合が最良と判断いたしました。

<基本方針>

両社は共同持株会社を中心とする企業集団としての経営体制に移行します。

共同持株会社は、特定の事業を行わず、グループ経営に専念することにより、グループ各社の自立性を尊重しつつ、全体の経営リソースの適切な配分と事業構造の最適化をはかり、グループ全体の価値を高めることを目指します。

とりわけグループ全体の財務基盤の強化を共同持株会社を中心となって推進いたします。

また、当社グループの基本的な経営リソースが技術力であることに変わりはありませんが、これに加え、今後は、マーケティング力とグローバルな技術組織力が重要であることを強く認識し、グループ会社各社の指導にあたってまいります。

さらに、コンプライアンス遵守とCSRの考え方をグループ会社各社に強化徹底し、常に社会に信頼される企業として自己を確立してまいります。

<共同持株会社の設立による効果>

今回の共同持株会社の設立により、下記の主な項目に関して集中的に統合効果の具現化をはかります。

マネジメント体制の強化

事業・製品分野及び経営資源の集中と選択を機動的に実現し、既存事業の強化、新規ビジネスの展開に向けた資本・業務提携を含む事業拡大及び組織拡充など、柔軟かつ多面的な事業展開を容易ならしめると考えております。

業務執行体制の明確化による収益力の強化

長期的な視点でのグループ経営（持株会社）と、それに基づく短・中期的な事業執行（各事業会社）の機能分担により、各事業における責任の所在が明確化され、コスト意識を一層高めるとともに、売り上げの増大のみならず、利益率の改善が実現できるものと考えております。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

当該株式移転の方法

当社及びタイトックは、平成22年4月1日（予定）をもって共同株式移転を行い、両社の発行済株式の全部を新たに設立する共同持株会社に取得させるとともに、当社及びタイトックの株主に対し、共同持株会社が株式移転に際して発行する新株式を割当てする予定です。ただし、本株式移転の手続きを今後進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	タイトック	当社
株式移転比率	1	1.09

(注) 1. 株式の割当比率

タイトックの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.09株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、当社またはタイトックの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式21,063,340株

タイトックの発行済株式総数10,055,117株（平成21年9月30日時点）、当社の発行済株式総数11,073,000株（平成21年8月31日時点）に基づいて算出しており、当社及びタイトックは共同持株会社設立の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、共同持株会社が交付する新株式数は変動いたします。

株式移転の日程

平成21年10月30日（金）	株式移転計画・共同持株会社設立に関する契約締結承認 取締役会（両社）
平成21年10月30日（金）	共同持株会社設立に関する契約締結（両社）
平成21年11月2日（月）（予定）	臨時株主総会基準日公告（両社）
平成21年11月17日（火）（予定）	臨時株主総会基準日（両社）
平成21年12月25日（金）（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（両社）
平成22年3月29日（月）（予定）	ジャスダック証券取引所上場廃止日（両社）
平成22年4月1日（木）（予定）	共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成22年4月1日（木）（予定）	共同持株会社株式上場日

ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付け通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われないう場合は、上場廃止日は平成22年3月26日（金）（最終売買日は平成22年3月25日（木））となる予定です。

ただし、本株式移転の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合は両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

## 株式移転計画の内容

### 株式移転計画書（写）

株式会社タイテック（以下「甲」という。）と株式会社エルモ社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条に定義する、以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - (1) 目的 丙の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする
  - (2) 商号 丙の商号は、「テクノホライゾン・ホールディングス株式会社」とし、英文では、「TECHNO HORIZON HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地 丙の本店の所在地は、名古屋市南区とし、本店の所在場所は、名古屋市南区千竈通二丁目13番地1とする。
  - (4) 発行可能株式総数 丙の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

#### 第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 丙の設立時取締役氏名は次のとおりとする。
  - 野村 利昭
  - 竹内 清
  - 野村 拡伸
  - 水野 雅裕
  - 玉置 浩一（社外）
2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
  - 大原 茂（社外）
  - 近藤 倫行（社外）
  - 佐藤 慎一郎（社外）
3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
  - あずさ監査法人

#### 第4条（丙が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対し、その所有する甲または乙の普通株式に代わり、（ ）甲が丙の成立の日の前日現在発行している普通株式数に1を乗じた数及び（ ）乙が丙の成立の日の前日現在発行している普通株式数に1.09を乗じた数の合計に相当する数の丙の普通株式を交付する。なお、上記（ ）または（ ）の計算において1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
2. 前項の規定により交付される丙の普通株式の割当てについては、丙の成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載または記録された甲及び乙の株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求する甲または乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が、株主として記載または記録されているものとみなす。）に対し、甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき丙の普通株式1株の割合を持って割当て、また、乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき丙の株式1.09株の割合を持って割当てる。なお、甲または乙の株主に対し交付しなければならない丙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第5条（丙の資本金及び準備金の額に関する事項）

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額   | 2,500,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 1,000,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円             |

#### 第6条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成22年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成21年12月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成21年12月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議のうえ、合意により前二項に定める臨時株主総会開催日を変更することができる。

#### 第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 丙は、丙の成立の日において、その発行する普通株式のジャスダック証券取引所への上場を予定する。
2. 丙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成22年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり13円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後丙の成立までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後丙の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、甲及び乙は、それぞれの財産または権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲及び乙協議のうえ、他方当事者の同意を得てこれを行う。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲または乙の株主総会のいずれかにおいて本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、または本株式移転に関し甲乙間で締結した平成21年10月30日付け「共同持株会社設立に関する契約書」が解除された場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ、もしくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議のうえ、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議のうえ定める。

以上

別紙 1

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はテクノホライゾン・ホールディングス株式会社と称し、英文ではTECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理、並びに、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子応用機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (2) 光学機器、光学設備の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (3) 機械器具、装置の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (4) 医療用機械器具、医療用機器の開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (5) コンピュータ・ソフトウェアの開発、研究の受託、設計、製造、修理、販売並びに保守受託
- (6) 監視カメラ設備、視聴覚設備、各種設備等の設計、施工、請負、監督
- (7) 電子部品、電気関連部品、機械部品の製造、販売
- (8) レンズ加工品、プラスチック加工品の製造、販売
- (9) 金型の製造、販売
- (10) 映画フィルム、スライドフィルムの製作、貸出、出張映写
- (11) 事務用品、日用雑貨品の販売
- (12) 電子応用技術のコンサルティングのサービス
- (13) レンタル業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 経営コンサルタント業
- (16) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾、譲渡
- (17) 有価証券の運用・売買、金銭の貸付、債務の保証
- (18) 人事、財務経理、各種保険手続等の業務請負事業
- (19) 前各号に掲げる事業の経営指導、業務受託
- (20) その他、前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)



第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を1名選定し、また、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の数)

第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程に

よる。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役報酬等)

第41条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附則

(設立の方法)

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第3条 第30条及び第41条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は、年額150百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

(4) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）の算定根拠

算定の基礎

当社及びタイテックは、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性を期すため、当社は山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下、「山田&パートナーズ」）に対し、タイテックは株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング（以下、「アタックス」）に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

アタックスは、当社及びタイテックの財務情報及び本株式移転の諸条件を分析したうえで、市場株価方式及び収益還元方式を用いて、株式移転比率を算定いたしました。

各方式による算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、タイテックの普通株式1株に対する当社の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

	算定方式	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価方式	1 : 1.07 ~ 1.10
	収益還元方式	1 : 1.04 ~ 1.09

なお、アタックスは、当社及びタイテックの市場株価方式による算定において、平成21年10月29日を基準日として、基準日までの過去3ヶ月間における両社の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを算定いたしました。また、収益還元方式による算定においては、将来の事業計画及び過去の実績をもとに分析を行っております。

アタックスは、株式移転比率算定書（以下「算定書（1）」）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。アタックスの算定書（1）は、平成21年10月29日現在までの上記情報等を反映したものであります。

一方、山田&パートナーズは、両社の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、本株式移転の諸条件、並びに財務及び税務デュー・ディリジェンスの結果を分析したうえで、市場株価方式及びDCF方式を主たる分析方式として採用しております。

主たる分析手法における算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、タイテックの普通株式1株に対する当社の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

	算定方式	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価方式	1 : 1.06 ~ 1.17
	DCF方式	1 : 0.89 ~ 1.08

なお、山田&パートナーズは、当社及びタイテックの市場株価方式による算定において、平成21年10月29日を基準日として、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における両社の株価終値並びに出来高加重平均値に基づく株式移転比率の評価レンジを算定いたしました。

山田&パートナーズは、株式移転比率算定書（以下「算定書（2）」）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。山田&パートナーズの算定書（2）は、平成21年10月29日現在までの上記情報等を反映したものであります。

#### 算定の経緯

上記のとおり、当社は山田&パートナーズに、タイテックはアタックスに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### 算定機関との関係

算定機関であるアタックス及び山田&パートナーズは、いずれも当社またはタイテックの関連当事者には該当いたしません。

- (5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社 ( 英文名 : TECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD. )
本店の所在地	名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1
代表者の氏名	代表取締役社長 竹内 清
資本金の額	2,500,000,000円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電子機器、光学機器等の製造、販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する事業

以上